

令和2年5月3日

領事メール

【件名】 オマーンにおける新型コロナウイルスの状況・対策（第39号）

【ポイント】

○日本の警察庁より、新型コロナウイルスをめぐる状況に鑑み、日本の運転免許の運転可能期間延長手続について、以下のとおり案内がありました。

【本文】

在留邦人、たびレジ登録のみなさまへ

1 5月1～3日のオマーン保健省による発表を取りまとめると、30日に99件、1日に36件、2日に85件を含め、同日までに当国で登録された感染症例の総計は2568件です（そのうち、死亡12件、治癒750件）。12件目の死亡（非オマーン人60歳男性）は2日に発表されました。

2 日本の警察庁は、新型コロナウイルスをめぐる状況に鑑み、運転免許証の通常の更新手続を受けることができない方に対し、当該者が所持する免許証の更新期限が令和2年3月13日～7月31日までの間である場合、更新期限の前に、警察署や運転免許センター等に申し出て、期間延長につき、裏面に記載してもらおう又はその旨を記したシールを入手することで、運転可能期間を3か月延長することを認めています。当該手続の詳細については、各都道府県警察に委ねられており、手続にかかる情報は随時更新されている状況のため、また、多くの都道府県警察では、郵送による運転可能期間延長申請を認めているものの、期間延長シールの送付先を運転免許証に記載された住所に限るなどとしておりますので、代理人申請が可能な場合を含め、必要に応じて所持する免許証を発行した公安委員会下の都道府県警察にご照会下さい。なお、この場合は、免許を郵便や国際宅配便等の手段により、本邦の代理人に送付するため、紛失等のリスクはありますので、ご留意願います。

3 ご自身の健康とオマーン国内での感染拡大防止のため、不要不急な外出は避けて、十分な感染予防に引き続き努めてください。

（新型コロナウイルスの感染・疑いがある場合は、必ず当館まで御一報ください。）

（問い合わせ先）

在オマーン日本国大使館

－住所： Villa No.760, Way No. 3011, Jamiat Al-Duwal Al-Arabiya Street,  
Shati Al-Qurum

－電話：（+968）24601028

－FAX：（+968）24698720

－ホームページ： [https://www.oman.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.oman.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続をお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>